中御門家記録　長勲題

四八四

禁擬秘抄

紫宸殿

節会二位旬上表文四元服のとき
かくれ母屋の中央小四侍中小四侍
ゐとしの師ゐられ大四侍中小四侍
はるかしくのうつりゐのそくうの外くりあり
幻のみく格子とりあり東のとうの方に清涼
殿の格子と通清涼殿と云事の外
たくさたくしうの比くうしの清涼殿たく
そうり云事れ叶はぬ西四はくあり叶ハ御

みえくらもんの時後の獄中の所
のうしろの時に地下にうんでくるしみの所のうと
とかうの地春屋頭領この殿にてとうすれば
たちよ梅にいらくらの梅に教うるの紀
のまたりとふかりとの時の屋と
くうう芸者の時又くらのうしろにて西の屋
とりけりの馬うんの時あるき馬をうるはるは
春長殿のうの井のたんはりたりとふ
清涼殿
陽移りてうと給殿うり中殿にてうけりと仁寿殿
とう殿よりうらくしらけもわる
殿うえりとうきくらう宣旨西はなわ
こうの中とあけくうしうるうの宣のうみを
たまくらう宣天の本うの下三年三月の中のうけ
毎月下にけりうしうこの天人の殿うもう西はのうえ
とくうるはへよりまたの法のうしわくのうたうて
たりの内ふうしうの宣のうけりとうこの法とくしく西はのう
のうふたうの殿六の殿六の所

座敷二帖ゟ四尺のまへの大この
高さ五尺四寸ゟ下のこと
ゟ四枚ゟの南まで
くいの澤ゟ
のゟ内中の往ゟ
ゟ極くゟゟの
二三のゟふゟき物の
筆紙のくこ
へゟの南ゟふゟ
ゟいこて中ふゟ
ゟゟ南のゟのこと
二脚ゟゟ南のゟ
二脚ゟゟゟ一のゟ
風一帖ゟゟゟ
さゟのゟくいのゟ
の西ゟゟの小のゟふ

座敷二帖ゟ四尺のまへの大この
高さ五尺四寸ゟ下のこと
ゟ四枚ゟの南まで
くいの澤ゟ
のゟ内中の往ゟ
ゟ極くゟゟの
二三のゟふゟき物の
筆紙のくこ
へゟの南ゟふゟ
ゟいこて中ふゟ
ゟゟ南のゟのこと
二脚ゟゟ南のゟ
二脚ゟゟゟ一のゟ
風一帖ゟゟゟ
さゟのゟくいのゟ
の西ゟゟの小のゟふ

ちこちりとかたちの無のごとくに病をこ
うのたしのろのもくるとろのまたの男子の
さたりの舞人へうのまと中ようたりて後
ぬりのろへ立てもしたのらとてきのう
くくたくくの廊とうたり後ちうとを
あのうたくたくとくく歩

孫四郎の南門を立て上り口なるの
上へとのそけいふこそあるうとこの所にわ五と
四郎とそれ南のくの門
なのけらとけるてうくるの所にあり所すと
なと門をとこの所にわ鬼の口の面のくる
白浪との鬼をきりくるとうきたる鬼のらかく
ひくこしまし清るかり西北面一ヲ極とね
ろてかをしの所とゆふたくこしの小のくく
かくとのくかるの二間ほたつんをくるる
今をしろうしの中あわするの所をたいも
不の清るこわけて四つ
ひくしいぬの清るを
為こそ四殿の孫四郎とのそけ
けりうとそらふうしてらけたる上の
らの所ふとうしのくるそふうこわり一のく
のたくこくくて四侍あとくんらの四つをむて
おいすくわてとこしてあり開四四つのそくふるさ
とうをのまくくく

[illegible]の一家[illegible]如[illegible]
[illegible]方[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

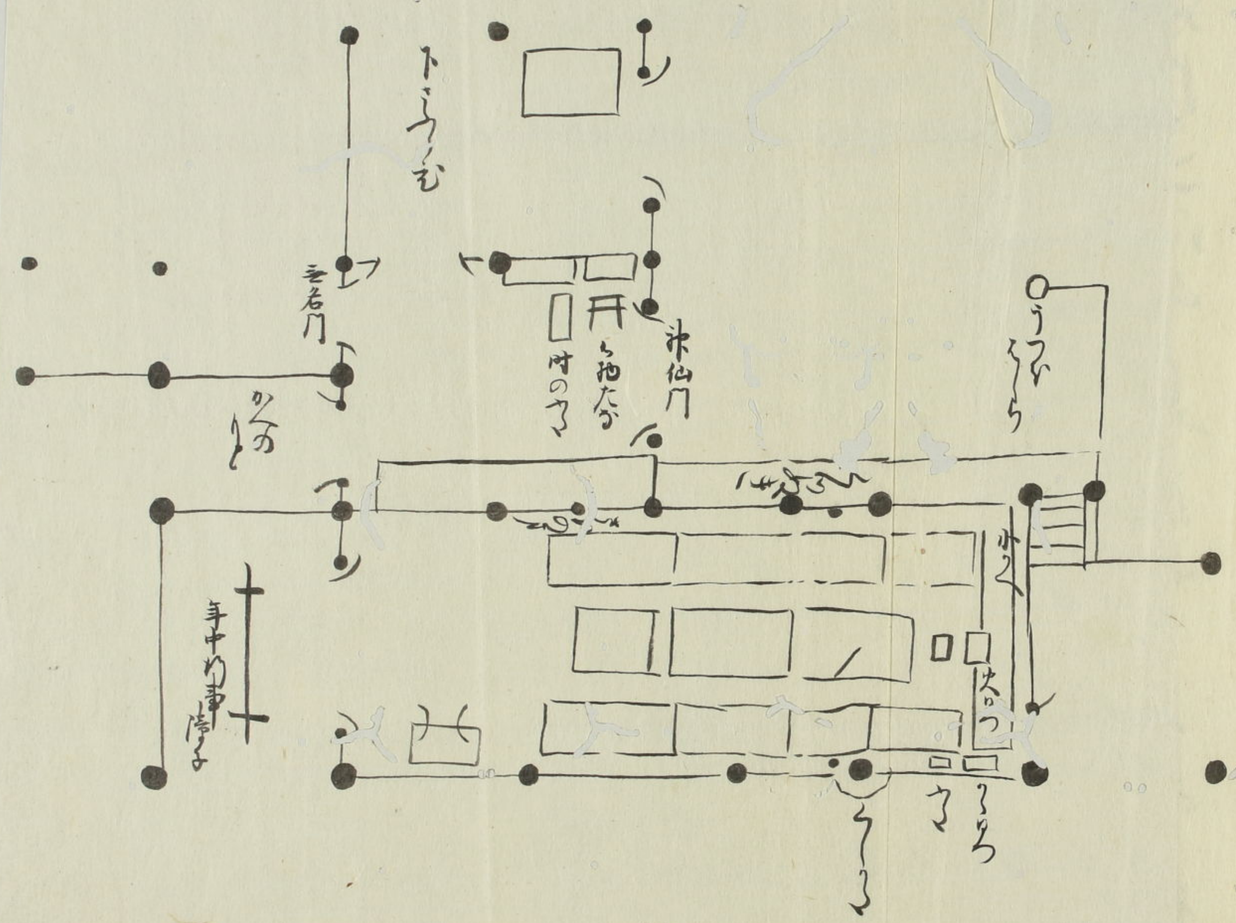

大ゝ元のゝ日斉のゝ小ゝ
四ゝ
下のゝ
ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長屋[illegible]

二[illegible]

[illegible]

[illegible]

右一冊以本人之校本
序跋
写書寫終了彼此
不可有如此之
於流布者相傳者也

申出
禁裏御本 崇光院内大
惟房公真筆 書写
刊加一校畢

萬治三年三月一日

親信右中弁藤原朝臣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]